

トピックス

「19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件の変更」

令和7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の者への特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、健康保険法第3条第7項に規定する被扶養者の認定について令和7年10月1日より年間収入の要件が現行の「年間収入130万円未満」から「年間収入150万円未満」に変わります。

留意事項 ① 19歳以上23歳未満の者が対象であり、学生であることの要件は問われません！

（あくまでも年齢によって判断されます）。

② 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）は対象外です！

（22歳の配偶者でも年間収入要件は130万円です）。

③ 年齢要件（19歳以上23歳未満）は所得税法上の取扱いと同様、その年の12月31日現在の年齢で判定します！

※例えば、N年10月に19歳の誕生日を迎える場合には、N年（暦年）における年間収入要件は150万円未満となります。なお、健康保険法等における取扱いと同様、民法の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日において加算することから、誕生日が1月1日である者は12月31日において年齢が加算される点に注意が必要です。



※N-1年（18歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は130万円未満。

※N年～N+3年の間（19歳の誕生日を迎える年から22歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は150万円未満。

※N+4年（23歳の誕生日を迎える年）以降、60歳に達するまでの間の年間収入要件は130万円未満。

「令和6年度の育児休業取得率、男性が過去最高の40.5%」

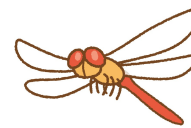
令和6年度雇用均等基本調査において、令和6年度の育児休業取得率（令和4年10月1日から令和5年9月30日までの1年間に、在職中に出産した女性（男性の場合は配偶者の出産）のうち令和6年10月1日までに育児休業を開始した者の割合）が公表されました。

女性：86.6%（令和5年度は84.1%） 男性：40.5%（令和5年度は30.1%）

特に男性は前年から10.4%も増加し、過去最高の取得率となりました。女性の育児休業取得率は概ね横ばいと言えますが、男性は令和元年の7.48%と比較すると5倍以上に増加しています。

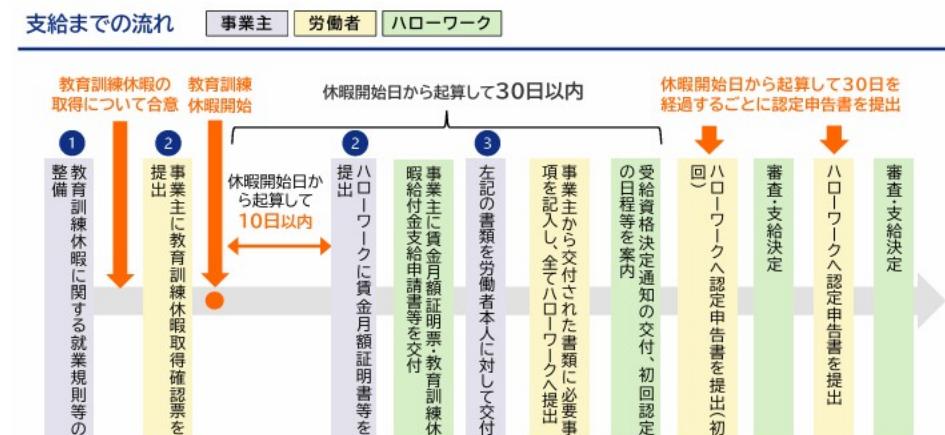


法改正 & コラム



「読書の秋、リスキリングの秋～教育訓練休暇給付金の創設～」

2025年10月から「教育訓練休暇給付金」という制度が開始されます（雇用保険制度）。教育訓練休暇給付金は、労働者の主体的な能力開発をより一層支援する観点から、雇用保険の一般被保険者が労働協約や就業規則等に定められた社内制度に基づき、**自発的に教育訓練を受けるために無給の休暇を取得した場合に、基本手当に相当する給付**として、賃金の一定割合が支給される制度です。



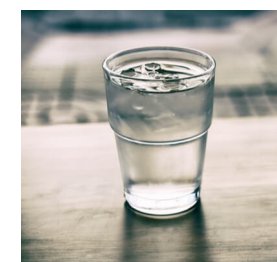
人口減少による労働供給制約やDX・GXの進展、職業人生の長期化など、社会経済環境が大きく変化してきている中で、企業と労働者個人の継続的な成長のために、一人ひとりが新たなスキルや知識を身につけていくための教育訓練やキャリアアップのためのリスキリングがより一層求められてきていることを背景として創設されました。

★雇用保険の一般被保険者である**労働者本人の意思**で、**業務命令によらず、就業規則等に基づき、教育訓練を受けるための無給の休暇を取得**することが支給要件です。制度の詳細や就業規則への教育訓練休暇の規定例など給付金に関する事項については、パンフレット「教育訓練休暇給付金のご案内」をご覧ください。

「なんで勉強しなくちゃいけないの？」そう子どもに聞かれたら、目の前に水の入ったコップを置いて、

- ・**算数**を勉強すればここに200mlの水があるとわかる
- ・**理科**を勉強すれば水は水素と酸素でできていることがわかる
- ・**社会**を勉強すればコップには浄水場でキレイになった水が入っていて、世界にはキレイな水を飲めない人もいることがわかる
- ・**美術**を勉強すればこの水の反射をどうやったらキレイに描けるかがわかる
- ・**音楽**を勉強すれば水の量で響く音が違うことに気づきその音を表現できる
- ・**技術**を勉強すればこのコップが何で作られていてなぜ水が漏れないのかがわかる
- ・**体育**を勉強すればこの水が体にどれだけ必要かがわかる
- ・**道徳**を勉強すれば水を分け合うことの大切さを知る
- ・**国語**を勉強すればこの話を理解できる
- ・**英語**を勉強すればこの話を世界の人に伝えられる
- ・**哲学**を勉強すればこの話の意味を考えられるようになる

でも勉強をしなければ、ここにあるのはただの水で終わる。だから勉強するの。



これは、ある東大卒の母が息子に伝えたことだそうです。年齢関係なく、学ぶことの意義を再認識したいものですね。

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL: 082-293-8102 FAX: 082-293-8104

E-mail: info@jinji-fuku.jp URL: http://www.jinji.fuku.jp

